

2022年5月12日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 マルイチ 産 商 代表者名 代表取締役会長兼社長 社 長 執 行 役 員 藤沢 政俊 (コード番号8228 名証メイン市場) 問合せ先 執 行 役 員 総 務 部 長 梶間 勇一郎 TEL 026-285-4101 (代表)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、定款の一部変更について下記のとおり決議し、2022年6月21日開催予定の第72期定時株主総会に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第 17 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

	,
現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示と	< 削 除 >
みなし提供)	
第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株	
主総会参考書類、事業報告、計算書類お	
よび連結計算書類に記載または表示を	
<u>すべき事項に係る情報を、法務省令に</u>	
定めるところに従いインターネットを	
利用する方法で開示することにより、	
株主に対して提供したものとみなすこ	
とができる。_	

### < 新 設 >

## (電子提供措置等)

- 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類等の内容である情報に ついて、電子提供措置をとるものとす る。
  - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項 のうち法務省令で定めるものの全部ま たは一部について、議決権の基準日ま でに書面交付請求した株主に対して交 付する書面に記載しないことができ る。

< 新 設 >

# (附則)

- 1. 現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
- 2.前項の規定にかかわらず、施行日から6か月 以内の日を株主総会の日とする株主総会に ついては、現行定款第17条はなお効力を有 する。
- 3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日 または前項の株主総会の日から 3 か月を経 過した日のいずれか遅い日後にこれを削除 する。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日2022 年 6 月 21 日 (火)(予定)定款変更の効力発生日2022 年 6 月 21 日 (火)(予定)

以上